

生総第 194 号
広第 86 号
地第 203 号
刑総第 141 号
平成 27 年 3 月 2 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）

高齢者虐待事案への対応については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づき、「高齢者虐待事案への適切な対応について」（平成24年9月20日付け生総第656号ほか。以下「旧通達」という。）に従って実施しているところ、「岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱」（平成26年3月12日付け生総第168号ほか）の制定に伴い、高齢者虐待事案対応状況を確実に把握し、更なる効果的な対策を推進する必要があることから、高齢者虐待事案への適切な対応の徹底を図るため、下記のとおり平成27年3月2日から運用することとしたので誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は平成27年3月2日をもって廃止する。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法第7条及び法第21条関係）

(1) 速やかな通報

法は、

○第7条第1項

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

○第7条第2項

前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

○第21条第2項

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

○法21条第3項

同条第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

と規定している。

したがって、各所属において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに、市町村又は市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うことがあり得る地域包括支援センター（法第17条第1項）のいずれかに通報すること。各所属においては、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、通報先をあらかじめ定めておくこと。

(2) 通報対象となる事案

警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合にも通報対象となるので留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであるため、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して警察において高齢者虐待が行われた可能性があるとして判断できる事案であれば、通報をすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断については警察では困難な場合もあり得る。このような事案については、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村に通報をすること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること、及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報をすること。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が配偶者から行われた場合で、被害高齢者へ身体に対する暴力がなされているときは、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項」（平成26年2月28日付け生総第131号ほか）に定める「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成し、配偶者からの暴力事案として適切に対応すること。

(3) 通報要領

警察署で認知した高齢者虐待事案については、警察署生活安全課（以下「生活安全課」という。）において集約し、市町村（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センターを含む。）に通報するものとする。

通報は、原則として、高齢者虐待事案通報票（別添1）により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添2を参照すること。

(4) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村に対して措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察署から市町村等に対して状況を確認すること。

2 積極的な事件化と加害者への指導・警告の実施

高齢者虐待事案について、刑罰法令に抵触する場合は積極的な事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項では、市町村長は、高齢者の住所又は居所への立入り及び調査又は質問に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができることと規定している。ここでいう警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等により与えられている任務と権限に基づいて行う措置であり、警察官が市町村の行う調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たって、警察署長は緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別添3）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

3 援助の要件

警察署長が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第3 報告

1 報告事項

高齢者虐待事案の対応時における速報

2 報告要領

相談、通報及び市町村長からの援助依頼等により高齢者虐待事案を認知した場合は、警察安全相談業務に相談情報等を入力・登録する等により「警察安全相談取扱要綱」（平成25年9月20日付け広第472号）に定める「高齢者虐待相談受理及び処理票」を作成するとともに、事案の概要を警察署長及び「岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱」（平成26年3月12日付け生総第168号ほか）に定める岐阜県警察人身安全関連事案対策室（以下「対策室」という。）に速報すること。

なお、市町村へ通報した「高齢者虐待事案通報票」及び市町村から受理した「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」は、その写しを対策室に送付すること。

また、夜間・休日に市町村が対応しなかったため、警察署の会議室等で被害高齢者を朝まで待機させざるを得なかった事案や、警察業務への負担を生じた事案があれば、その旨を併せて報告すること。

第4 その他

1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案には、関係する各部門で連携して対応すること。

2 関係機関等との連携

市町村をはじめ、県関係部局や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築しているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

高齢者虐待事案へ適切な対応を推進するため、法の内容等について、あらゆる機会を活用して所属職員に広く指導、教養を行うこと。

別添1

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|---|
| 高齢者虐待事案通報票 | | 第 号 年 月 日 警察署長 印 |
| ○ ○ 市 (町、村) 長 殿 | | |
| 次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。 | | |
| 発 見 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 発 見 の 経 緯 | | |
| 高 齢 者 | (ふりがな) 氏 名 | <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女 |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日生 (歳) |
| | 住 所 | |
| | 電 話 | () - 番 |
| | 職 業 等 | |
| 養 護 者 等 | (ふりがな) 氏 名 | <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女 |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日生 (歳) |
| | 住 所 | <input type="checkbox"/> 高齢者と同じ <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 電 話 | () - 番 |
| | 職 業 等 | |
| 虐 待 の 状 況 | 行 為 類 型 | <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 |
| | 虐待の内容 | |
| 参 考 事 項 | | |
| 担 当 者 ・ 連 絡 先 | 電 警察署 課 話 () - 番 内線 | |

別添2

高齢者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項

1 「発見年月日」欄

高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合には、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「施設関係者からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

3 「高齢者」欄

被害高齢者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

4 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び同項第2号）の場合は、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」「看護師」「ホームヘルパー」等簡潔に記載し、加害者の所属する施設や派遣元事業者等の名称等については「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととする。

5 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、該当するものすべてにチェックすること。なお、「身体的虐待」とは法第2条第4項第1号イに該当する行為、「養護の著しい怠り」とは同号ロに該当する行為、「心理的虐待」とは同号ハに該当する行為、「性的虐待」とは同号ニに該当する行為、「経済的虐待」とは同項第2号に該当する行為をいう。

6 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとしても差し支えない。

7 「参考事項」欄

被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。

8 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

